

再 交 付 ※ 書 換	年月日	年 月 日
----------------	-----	-------

許 可 証 再 交 付 申 請 書
港 湾 労 働 者 派 遣 事 業 変 更 届 出 書
港 湾 労 働 者 派 遣 事 業 変 更 届 出 書 及 び 許 可 証 書 換 申 請 書

1 許 可 番 号		2 許 可 年 月 日	年 月 日	
(ふりがな)				
3 氏名又は名称				
(ふりがな)				
4 法人にあっては、 その代表者の氏名				
(ふりがな)				
5 事業所の名称				
6 事業所の所在地	〒 () () —			
7 変更の内容				
変 更 に 係 る 事 項	変 更 後		変 更 前	変 更 年 月 日
(ふりがな)				年 月 日
① 氏名又は名称				年 月 日
② 住 所	〒 () () —		〒 () () —	年 月 日
(ふりがな)				年 月 日
③ 法人にあっては、 その代表者の氏名				年 月 日
④ 法人にあっては、そ の役員の氏名及び住所	(ふりがな)		(ふりがな)	年 月 日
	氏名		氏名	
	住所		住所	
(ふりがな)				年 月 日
⑤ 事業所の名称				年 月 日
⑥ 事業所の所在地	〒 () () —		〒 () () —	年 月 日
⑦ 港湾ごとの派遣事業 対象業務の種類				年 月 日
⑧ 港湾ごとの自らが 営んでいる港湾運送 事業の種類				年 月 日
⑨ 派遣元責任者の 氏名及び住所	(ふりがな)		(ふりがな)	年 月 日
	氏名		氏名	
	住所		住所	
8 港湾労働法第13条第3号及び同法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項（該当がある場合のみ記載）				
精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名				
1 役 員 (法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)		2 派遣元責任者		
氏 名 (ふりがな)		氏 名 (ふりがな)		

9 再交付を申請する理由	
10 他の事業所における港湾労働者派遣事業の実施の状況	
① 事業所の名称	③ 事業所の所在地
② 許可番号	
備 考	

- 1 港湾労働法第15条第3項の規定により上記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 港湾労働法第18条第3項又は第19条第1項の規定により上記のとおり届けます。
- 3 港湾労働法第18条第4項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、港湾労働法第13条各号（個人にあつては第1号から第6号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者でないこと、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者

届出者

厚生労働大臣 殿

変更に係る事項	変 更 後		変 更 前		変更年月日
④役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないで下さい。
 - 2 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「港湾労働者派遣事業変更届出書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消して下さい。
 - (2) 7欄及び9欄には記載しないで下さい。
 - 3 港湾労働者派遣事業において、7欄の②、③、④、⑧又は⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第2面下方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消して下さい。また、7欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の4の全文を、7欄の⑨の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第2面下方の5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 8欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の④又は⑨に係る変更の届出をしようとする場合には、9欄には記載しないで下さい。
 - 4 港湾労働者派遣事業において、7欄の①、⑤、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書」並びに第2面下方1、4及び5の全文を抹消して下さい。
 - (2) 7欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。
 - (3) 9欄には記載しないで下さい。
 - (4) 7欄の⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないで下さい。
 - 5 8欄には、役員（役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付して下さい。
 - 6 10欄には、当該事業所の事業主が他に港湾労働者派遣事業を行っている事業所について記載して下さい。
 - 7 港湾労働法施行規則第18条第3項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨並びに変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。
- 申請者
- 8 第2面下方の 届出者 欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載して下さい。
 - 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。